

# アメリカ合衆国大統領選挙に見る州の力

佐藤 克 廣

昨年の政治的話題は、連合王国のEU離脱投票の思いがけない結果、アメリカ大統領選挙におけるトランプ候補の当選に席巻されているように見える。一見これらは、自治や分権に関係なさそうに見える事象である。しかし、これらの事象も自治や分権と無縁とは言えない。

とりあえず、昨年のアメリカ大統領選挙についてだけ検討してみたい。メディア評論家は、トランプ候補の掲げたセンセーショナルな主張と、それをアメリカ国民の多数が支持したことの意味を解説している。しかし、実のところ、国民の直接投票によって大統領を選ぶ制度だとしたら、今回はクリントン候補が大統領となっていたはずである。有権者の投票では、クリントン候補に投じられていた票が多かったからである。その差は、参照したいくつかのアメリカのサイトによって細かい数字が異なるものの、約二八七万票にのぼる。この差は、全投票者の約二%にあたる。つまり、トランプ候補に投じられた票が予想以上に多かつたとしても、多くの日本人の常識から言えば、(アメリカ国民がトランプ候補を大統領に選んだのではない)ことを確認しておく必要がある。

アメリカ大統領選挙は、直接選挙ではなく、各州単位で大統領選挙人数が設定され、ほとんどの州で勝者が当該州に割り当てられた選

挙人を総取りする仕組みを採用している。選挙人数はほぼ各州の人口比にしたがっているものの、当該州の得票率がごくわずかでも勝者が州の選挙人数を総取りする。例えば、ミシガン州では、四七・五%対四七・三%でトランプ候補が一六人の選挙人を総取りした。わずか〇・二%の得票差でミシガン州のクリントン候補への票は完全な死票となったのである。

このように、全国一般有権者の投票結果(PV)では上回った候補者が、選挙人の投票結果(EV)で大統領となれなかったことは、過去に三回あるとされる。記憶に新しいのは、二〇〇〇年のブッシュ候補とゴア候補の事例である。このときは、PVでゴア候補がブッシュ候補を上回ったのは、約五四万票であった。その他二回の同様のケースは、一九世紀にあった。これら三回のケースでも今回のケースでも、PVとEVの逆転では、いずれも民主党候補者が大統領になれず、共和党候補者が大統領となったのは、興味深い。

さて、こうした現象が生じるのは、アメリカ合衆国が各州(State)の連合体であることに起因すると言えよう。もともと(そして現在でも憲法制度上)連邦政府は、我々が日本で想定する「国」と言えるほどの権限を国内的には有していない。州が大きな権限を有しており、各州の決定の集合がアメリカ合衆国と言えるほどである。大統領が指名する政

府の重要ポストや最高裁判所の判事の任命についても、どの州からも人口比に関係なく二人選出されている上院での承認が必要である。

今回のケースは、アメリカの有権者は、(ロシアの陰謀があったにもかかわらず)クリントン候補を大統領にふさわしいとするものが多かったが、州としてのまとまりで大統領選挙人を選んだところ、トランプ候補を選ぶ大統領選挙人が多数となった、というものである。日本風に言えば、「団体自治」が「住民自治」よりも大きく機能した、と言い換えることができるかもしれない。どちらかと言えば、人口の少ない州での勝敗が、大統領選出を左右することになり、全体として人口の多い州の有権者の票(すなわち相対的に大量の票)が死票になる可能性がある制度である。

アメリカにおいてもこうした大統領選出方法に異議を唱える人たちは存在する。例えば、カリフォルニア州など七州とワシントンD.C.にまたがるThe National Popular Vote Interstate Compact(全国有権者投票州際同盟)は、大統領の選出を有権者の投票を反映したものにすべく活動している。しかし、州への分権志向が強いため、近い将来にPVによる選出制度に改正される可能性は小さいと言つて良いだろう。

実のところ、大統領権限も制度的にはびつくりするほど脆弱である。この辺の事情は、例えば、待鳥聡史「アメリカ大統領制の現在―権限の弱さをどう乗り越えるか」(NHKブックス、二〇一六年)などを参照していただきたい。

へさとう かつひろ

北海学園大学法学部教授／当研究所理事長